

作成日 2016/01/13
改訂日 2024/03/06

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	フローンエポパテ B液
製品コード	609002
整理番号	HNT003880-10
供給者の会社名称	東日本塗料株式会社
住所	124-0006 東京都葛飾区堀切3丁目25番18号
担当部門	品質保証部
電話番号	0480-65-5880
FAX番号	0480-65-5798
緊急連絡電話番号	0480-65-5880
推奨用途	塗料

2. 危険有害性の要約
化学品のGHS分類

健康有害性	急性毒性(経口) 区分4 急性毒性(経皮) 区分4 急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト) 区分4 皮膚腐食性/刺激性 区分1 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分1 皮膚感作性 区分1 発がん性 区分1A 生殖毒性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(腎臓 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(中枢 神経系)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当し ない(分類対象外)か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示

注意喚起語
危険有害性情報

危険
H302+H312+H332 飲み込んだ場合や皮膚に接触
した場合や吸入した場合は有害
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H371 腎臓、中枢神経系の障害のおそれ
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による中
枢神経系の障害のおそれ
H402 水生生物に有害
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
H350 発がんのおそれ
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

注意書き
安全対策

ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
(P261)
粉じんの吸入を避けること。(P261)
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
(P271)
粉じんを吸入しないこと。(P260)

- ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)

粉じん、ヒュームの吸入を避けること。(P261)

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

環境への放出を避けること。(P273)

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)

取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311)

気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)

皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P333+P313)

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331)

皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352)

皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

直ちに医師に連絡すること。(P310)

気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)

特別な処置が必要である。(P321)

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)

施錠して保管すること。(P405)

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)
- 応急措置

保管
廃棄

3. 組成及び成分情報
化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
酸化チタン(Ⅳ)	0.1～1.0%	—	有り	既存	13463-67-7
エタノール	0.1～1.0%	—	有り	既存	64-17-5
フェノール	0.1～0.5%	—	有り	既存	108-95-2
メタ-キシリレンジアミン	0.1～0.5%	—	有り	既存	1477-55-0
石油ナフサ	1～5%	—	有り	既存	有り
ベンジルアルコール	1.0～10%	—	有り	既存	100-51-6

4. 応急措置

吸入した場合		気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 直ちに医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合		汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 多量の水と石鹼で洗うこと。 医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合		気分が悪い時は、医師に連絡すること。 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 直ちに医師に連絡すること。
飲み込んだ場合		直ちに医師に連絡すること。 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 医師の診断、手当てを受けること。
5. 火災時の措置		
適切な消火剤		泡、乾燥砂、粉末、炭酸ガス
使ってはならない消火剤		水
火災時の特有の危険有害性		火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。
特有の消火方法		危険でなければ火災区域から容器を移動する。 容器内に水を入れてはいけない。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置		消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。
6. 漏出時の措置		
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置		関係者以外は近づけない。
環境に対する注意事項		作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材		少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。 後で廃棄処理する。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
二次災害の防止策		すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。
7. 取扱い及び保管上の注意		
取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
	安全取扱注意事項	屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 環境への放出を避けること。 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。 排気用の換気を行うこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。
	接触回避	接触、吸入又は飲み込まないこと。 『10. 安定性及び反応性』を参照。

11. 有害性情報

急性毒性

経口

ATEmix=(100% - 87%) / ((0.2% / 370mg/kg) + (0.073% / 4300mg/kg) + (1.2% / ∞mg/kg) + (0.48% / ∞mg/kg) + (0.03% / ∞mg/kg) + (0.72% / ∞mg/kg) + (0.35% / 660mg/kg) + (0.0040% / 2000mg/kg) + (5% / 1000mg/kg) + (4.5% / 1200mg/kg)) 計算結果が1200mg/kgのため、区分4とした。

経皮

ATEmix=(100% - 87%) / ((0.21% / 670mg/kg) + (0.073% / ∞mg/kg) + (1.2% / ∞mg/kg) + (0.48% / ∞mg/kg) + (0.72% / ∞mg/kg) + (0.35% / 2000mg/kg) + (0.0040% / 1100mg/kg) + (5% / 1200mg/kg) + (4.5% / 2000mg/kg)) 計算結果が1800mg/kgのため、区分4とした。

吸入

(蒸気)ATEmix=(100% - 94%) / ((0.073% / ∞mg/l) + (0.48% / ∞mg/l) + (4.5% / 8.9mg/l)) 計算結果が10mg/lのため、区分4とした。

(ミスト)ATEmix=(100% - 98%) / ((0.72% / ∞mg/l) + (0.35% / 0.8mg/l) + (0.0040% / 0.96mg/l)) 計算結果が2.4mg/lのため、区分4とした。

皮膚腐食性／刺激性

加成方式が適用できる成分からの判定:
区分1の成分合計が5.3%であり、濃度限界(5%)以上のため、区分1に該当。

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

加成方式が適用できる成分からの判定:

眼区分1の成分合計が5.5%であり、濃度限界(3%)以上のため、区分1に該当。

呼吸器感作性

データなし

皮膚感作性

データなし

生殖細胞変異原性

フェノールが0.2%≥0.1%のため、区分1Bに該当。

発がん性

エタノールが0.48%≥0.1%のため、区分1Aに該当。

生殖毒性

エタノールが0.48%≥0.3%のため、区分1Aに該当。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

データなし

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

データなし

誤えん有害性

データなし

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)

データなし

水生環境有害性 長期(慢性)

データなし

生態毒性

データなし

残留性・分解性

データなし

生体蓄積性

データなし

土壤中の移動性

データなし

オゾン層への有害性

モントリオール議定書の付属書に列記された物質を含まない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することとは避ける。
汚染容器及び包装	容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意
国際規制

海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	2735
Proper Shipping Class	POLYAMINES, LIQUID, CORROSIVE, N.O.S.
Packing Group	8
Marine Pollutant	III
Liquid Substance	Not applicable
Transported in Bulk	Not applicable
According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	
航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
UN No.	2735
Proper Shipping Class	POLYAMINES, LIQUID, CORROSIVE, N.O.S.
Packing Group	8

国内規制	III 取扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従う。 陸上輸送 消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は、法令の輸送について定めるところに従う。 海上輸送 船舶安全法に定めるところに従う。 航空輸送 航空法に定めるところに従う。
陸上規制	該当しない
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	2735
品名	ポリアミン類(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
国連分類	8
容器等級	III
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	2735

	品名	ポリアミン類(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
	国連分類等級	8 III 153
緊急時応急措置指針番号		
15. 適用法令 労働安全衛生法		作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) ・エタノール(法令指定番号:61)(0.487%) ・フェノール(法令指定番号:474)(0.217%)) ・ベンジルアルコール(法令指定番号:530の2)(5.06%) ・メターキシリレンジアミン(法令指定番号:555)(0.35%) ・石油ナフサ(法令指定番号:330)(2.24%) ・酸化チタン(IV)(法令指定番号:191)(0.72%) 腐食性液体(労働安全衛生規則第326条) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項) 皮膚等障害物質含有
毒物及び劇物取締法		非該当
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)		非該当
化審法		優先評価化学物質(法第2条第5項)
化学兵器禁止法		有機化学物質(法第29条1、施行令第4条1)
水質汚濁防止法		) 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)) 生活環境汚染項目(法第2条、施行令第3条、排水基準を定める省令第1条別表第2) 指定可燃物、可燃性液体類 特定物質(法第17条第1項、施行令第10条)) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
消防法		油性混合物(施行規則第2条の2)
大気汚染防止法		有害でない物質(施行令別表第1の2) 有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81)) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(X類同等の物質)(環境省告示第148号第1号)
海洋汚染防止法		輸出貿易管理令別表第1の16の項
外国為替及び外国貿易法		
船舶安全法		腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)

航空法	腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	その他の危険物・腐食性物質(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
特定有害廃棄物輸出入 規制法(バーゼル法)	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
水道法	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
下水道法	水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1) がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)

16. その他の情報

	本書の内容は、法規改正、新しい知見や情報入手、試験等により訂正されることがあります。全ての化学製品には、未知の危険性や有害性が有り得るため、取扱いには細心の注意が必要です。 本書には通常の危険性や有害性について記載してありますが、記載内容以外の危険性や有害性が存在しないことは保証出来ません。記載事項は通常の実施を前提としたものであり、特殊な取扱いをする場合には、新たに用途、用法に適した安全策をご実施の上、取扱い願います。
連絡先	東日本塗料株式会社
参考文献	溶剤便覧 製品評価技術基盤機構(NITE) メーカーSDS 日本工業標準調査会「JISZ7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」 日本工業標準調査会「JISZ7252 GHSに基づく化学品の分類方法」 日本塗料工業会編集「容器イエローカード(ラベル方式)塗料マニュアル 改訂版」 日本ケミカルデータベース製物質データベース
その他	[注 意] 危険性・有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。 この製品の製品安全データシートの記載内容のうち含有量、物理化学的性質などの値は、保証値ではありません。 記載内容は現時点で入手できる資料、情報に基づいて作成しておりますが、すべての化学品には未知の有害性があり得る為、取扱いに当たっては細心の注意が必要です。 注意事項は通常の実施を前提としたものである為、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご使用下さい。 又それらが実際の使用状況に相応しているか、環境保護の目的にそっているか、あるいは貴社の従業員の方々や貴社製品購入者の健康・安全を損なわないか等については、貴社の責任にてご判断願います。